地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の 規定により、なお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令(昭和22 年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、手数料の収納の事務を次のとおり委託した。

安芸高田市長 石丸 伸二

1 委託する収納事務

安芸高田市手数料条例(平成 16 年安芸高田市条例第 76 号)に規定する臨時運行許可申請手数料、住民基本台帳閲覧手数料、住民票の写しの交付手数料、住民基本台帳ネットワークシステムによる住民票の写しの交付手数料、住民票記載事項証明書交付手数料、除票の写しの交付手数料、除票記載事項証明書交付手数料、戸籍の附票の写しの交付手数料、戸籍の附票の写しの交付手数料、提出書類等の閲覧に関する写しの交付手数料、印鑑登録証再交付手数料、印鑑登録証明書交付手数料、各種証明手数料、戸籍謄抄本又は戸籍証明書交付手数料、戸籍記載事項証明書交付手数料、戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料、除籍謄抄本又は除籍証明書交付手数料、除籍記載事項証明書交付手数料、届出若しくは申請の受理証明書、届書その他の書類の記載事項又は届書等情報の内容の証明書交付手数料、届書その他の書類又は届書等情報の内容の閲覧手数料の収納事務

2 委託期間

2024年4月1日から2026年3月31日まで

3 委託先

公益財団法人安芸高田市地域振興事業団 理事長 藤川 幸典